

山林や別荘地を高く売りつける 原野商法の二次被害に注意



価値のない原野や山林を値上がりするなどと言って売りつける原野商法の、過去の被害者を狙った二次被害が発生しています。

相談事例 30年ほど前に不動産業者から、将来値が上がると勧誘され山林を購入したが、値は上がりず放置していた。

2カ月前に知らない不動産業者から、「あなたが所有している山林を高値で買いたい人がいる」と電話があり、自宅で話を聞いた。山林を売却するには調査整地費用の150万円が必要と言われ、売却できたらと思い支払った。

その後不動産業者から、「買い主が辞退した。その代わりに、将来太陽光発電の会社が高値で買い取る予定の別の山林を400万円で譲る」と電話があった。不審なので断り、今まで支払ったお金を返して欲しいと伝えたら、業者と連絡が取れなくなった。

トラブルを防ぐために

- 原野商法の二次被害では、契約後に業者と連絡が取れなくなることが多く、支払ったお金を取り戻すことは困難です。土地を売却できるという業者の説明を鵜呑みにせず、安易な契約はやめましょう。
- 高齢者が多く被害に遭っています。本人が用心するだけでなく、周りの方も日頃から高齢者を見守りましょう。



土地を売却できるという業者の説明を
鵜呑みにせず、安易な契約はやめるワン!